管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 槻の木高等学校 | 令和４年度の管外旅費について、令和５年度に過年度支出していた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 支給額 | 支払日 | | Ａ | 兵庫県朝来市 | 令和４年８月10日 | 6,070円 | 令和６年１月19日 | | Ｂ | 兵庫県朝来市 | 令和４年８月10日 | 6,070円 | 令和６年１月19日 | | Ｃ | 兵庫県朝来市 | 令和４年８月10日 | 6,070円 | 令和６年１月19日 | | Ｄ | 愛知県 | 令和５年３月25日 | 13,520円 | 令和６年１月19日 | | 検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。   |  | | --- | | 【地方自治法】  （会計年度及びその独立の原則）  第208条　普通地方公共団体の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。  ２　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。 | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日）